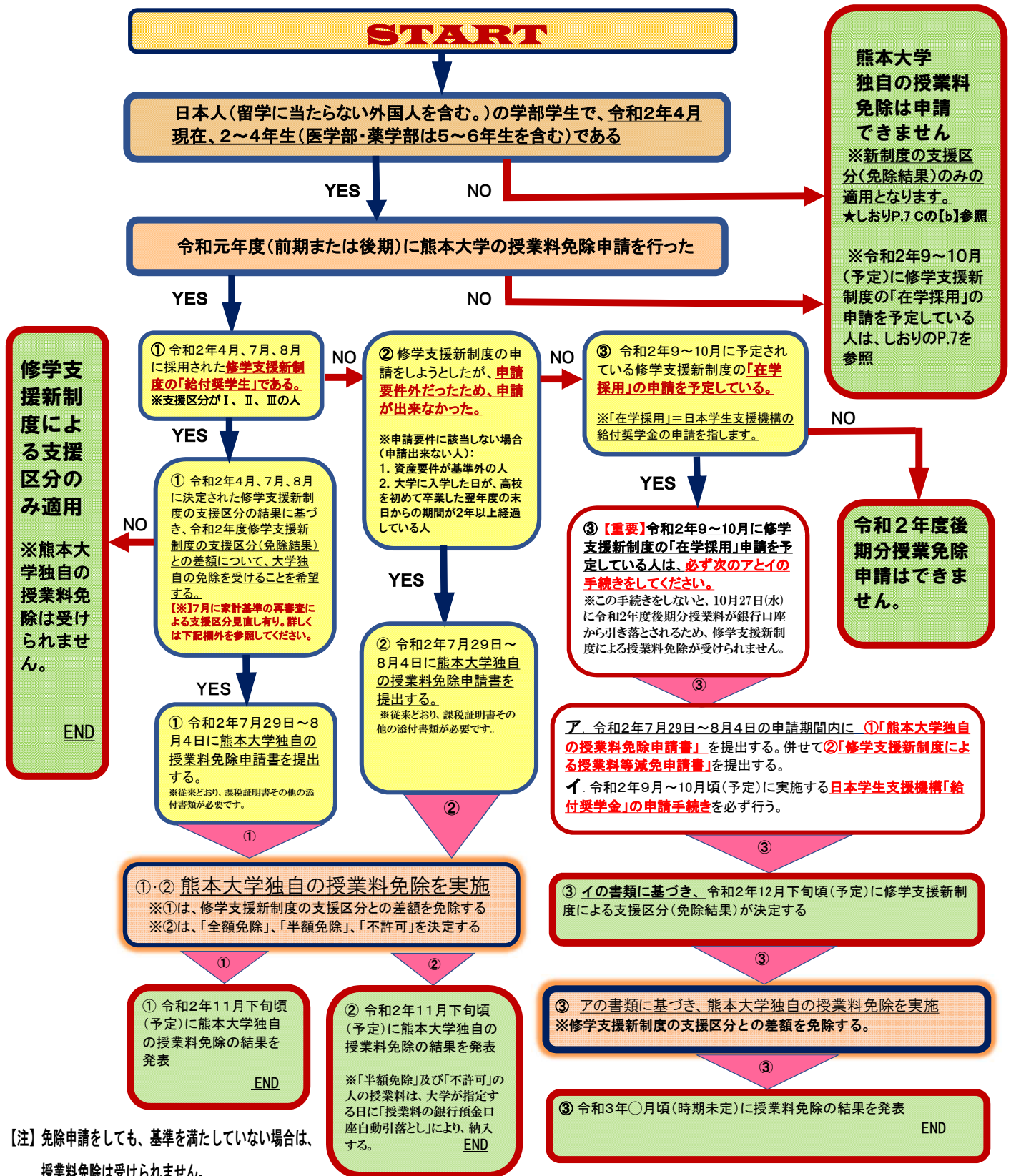
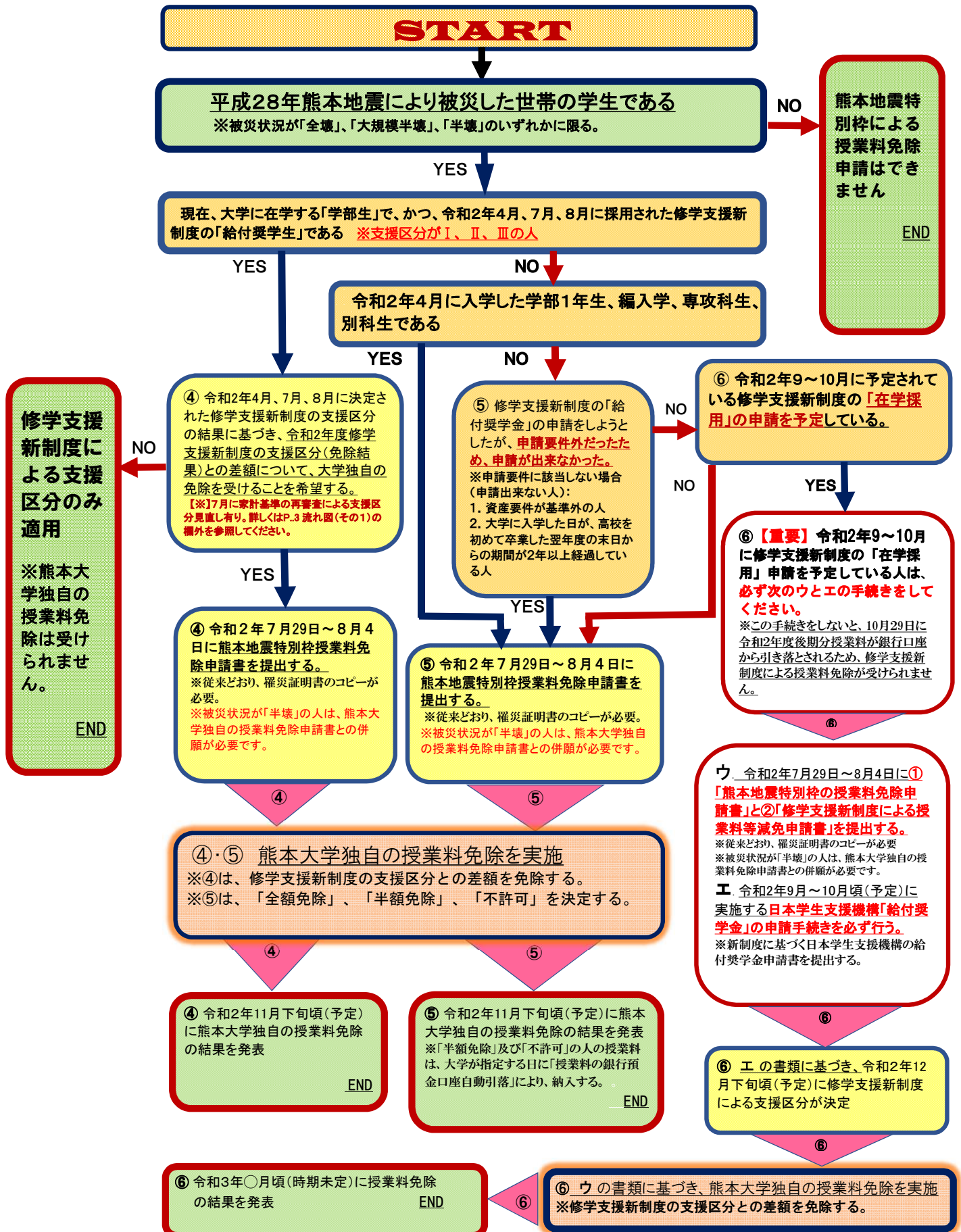


令和2年度（後期分）熊本大学が独自に実施する授業料免除申請の流れ図（その1）



- 【※】 1. すでに修学支援制度の給付奨学生に採用された人について、毎年7月頃に申請時に提出されたマイナンバーに基づいて、日本学生支援機構で家計基準の再審査を実施します。
2. 再審査の結果に基づいて、令和2年10月から給付奨学金の支援区分(免除区分)の見直しが行われます。
3. 10月からの支援区分(免除区分)の見直しの結果、令和元年度熊本大学独自の授業料免除との間に差額が生じる場合、令和2年10月以降に希望者を対象とした大学独自の授業料免除申請の受付を行う予定です。(詳細については、決まり次第、大学HP、Web掲示板等でお知らせします。)

令和2年度（後期分）熊本大学が独自に実施する「熊本地震特別枠」授業料免除申請の流れ図（その2）



【注】免除申請をしても、基準を満たしていない場合は、授業料免除は受けられません。